

西企第46号

令和4年5月16日

鹿児島県知事 塩田 康一 様

西之表市長 八板 俊輔

馬毛島の管理用道路（外周道路）に対する環境の保全の見地からの
意見について（回答）

令和4年4月20日付、環林第22号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

馬毛島の管理用道路（外周道路）に対する環境の保全の見地からの市長意見

本市におきましては、令和3年6月10日付けの、「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響方法書」に対する環境の保全の見地からの意見で、国における馬毛島への整備計画は、馬毛島の約87.9%もの広大な面積が、自衛隊施設として整備されることから〔※改変区域の絞り込みにより供用時の改変区域は50.8%となる模様〕、無人島という特殊な環境であることを踏まえ、環境保全の見地以外に、生物多様性の保全の観点に留意するよう防衛省に対して求めたところです。

加えて、管理用道路や港湾施設についても、飛行場施設と一体的施設とみなし、対象事業実施区域に含め環境影響評価の対象とすべきとの意見を述べたところでしたが、管理用道路は対象とされることなく、環境アセスメント（現地調査）が進められてきました。

本市としましては、方法書において、これまで馬毛島において現地調査があまりなされず、未開の部分が多いとして、有識者の意見を踏まえ、調査時期及び調査期間を設定し、市や県などを交えた調査を行うことや、有識者から陸域動物への影響を危惧する意見が多数寄せられていることを踏まえ、有識者や市を含む関係機関等から直接意見を徴する場を設けるよう求めましたが、残念ながら、本市の要望が受け入れられることはありませんでした。

しかし、今般、県から本市に対しまして、本件に係る意見照会がありましたことは、先の環境影響評価方法書の本市意見に十分ご配慮いただいたものと感謝します。

本市におきましては、本件について、有識者のご意見も参考にし、以下のとおり意見を述べますので、県におかれましては、先の環境影響評価方法書同様、最大限、本市の意見にご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

[工事の概要]

- ・ 管理用道路（外周道路）の整備目的として、「侵入等を防止するための島内巡回警備」とあるが、入島が限定される中、警備の必要性に疑問が残る。したがって、警備対象は馬毛島基地（仮称）で計画されている飛行場及び関連施設等の警備が想定される。その場合、「管理用道路（外周道路）の整備事業」も「馬毛島基地（仮称）建設事業」の一部として考え、環境アセスメントの対象とすべきである。
- ・ 海岸部の自然林には配慮が必要である。南部の高坊地区の海岸林には、日本の北限に当たるオオハマボウ群落があり、これらを破壊しない道路敷設をすること。
- ・ 西部の山地部を開削し森林が減少すると、地域植物群落の安定性やシカの休息地の減少が懸念されるので、影響が少ない道路敷設をすること。
- ・ 有識者から、対象地域においては重要な地形及び地質が分布しているとの指摘があり、調査を行うよう要望がなされていることから、調査項目として選定し、有識者の意見を踏まえた形で調査を行うこと。（馬毛島には、津波石と推定されるサンゴ石灰岩・砂岩が広範囲に分布しており、地質学的・防災上からもこれを保全・保護することは極めて重要と考えられる。また、馬毛島全島に熊毛層群〔日向層群〕が分布し、種子島本島における熊毛層群〔日向層群〕から化石が報告されており、馬毛島の熊毛層群〔日向層群〕にも化石が含まれる可能性がある。）
- ・ 造成の際の切土面、盛土面の土壌侵食対策を示すこと。また、周辺海域への土砂流出対策をし、漁業活動に影響が生じないようにすること。

[工事における自主的な環境保全措置]

- ・ 個体の改変予定区域外の移動について、具体的な手法を示すこと。
- ・ 「両生類」及び「爬虫類」の保全方法において、改変区域外の水辺環境の場所を示すこと。また、水辺環境が存在しない場合、どのような手法で水辺環境を確保していくのか示すこと。
- ・ 「両生類」、「爬虫類」、「陸産貝類」の保全措置内容について、具体的な手法等を示すこと。また、改変後の地形等の変化により、移動後の水辺環境が消滅する可能性も否めないことから、その対策についても具体的に示すこと。
- ・ 「両生類」、「爬虫類」、「陸産貝類」、「鳥類」に関して、重要種について工事関係者への周知または工事配慮とあるが、工事関係者の現場での具体的な対応の内容を示すこと。また、個体発見時の対応として、工事関係者が改変区域外へ移動させる場合、移動に際しての注意点など工事関係者向けに講習会を設けること。
- ・ オカヤドカリ類の保全措置に関して、砂利道及び最終的なアスファルト舗装の規模と構造、道路際の形状、侵入防止柵の工事完了後の取扱いについて、詳細な説明と影響評価を行うこと。（提示されている内容では、海と陸を行き来するオカヤドカリ類の保全対策が判断できないため。）
- ・ 淡水魚類・甲殻類（両側回遊種）の保全に対する措置として、水路を確保する人工物の構造や埋め込み方法などの詳細を示すこと。（提示されている内容では、保全になっているか判断できないため。）
- ・ 外来種対策として、芝等、植生をする場合、外来種の播種は避けること。
- ・ 準備書中にゲッキツが示されているが、これまで自生が確認されておらず、詳しい調査が必要である。（奄美諸島以南、宝島は植栽）

[埋蔵文化財や歴史・自然・民俗・文化に係る調査に関すること]

- ・ 馬毛島においては、埋蔵文化財や歴史・自然・民俗・文化に係る調査が十分に行われていないことから、県や市、学識団体等を交えた形での現地調査をすること。なお、学識団体及び有識者から詳しい調査を行うよう求められていることから、それらの団体等から調査参画について積極的に応じること。
- ・ 埋蔵文化財について、埋蔵文化財分布調査を実施すること。
- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地について、地図の明示を行うこと。(道路工事に掘削を伴う場合、道路工事を伴う土砂取り、工事関係者のプレハブ建設や駐車場造成等関連する工事もあることから、周知の埋蔵文化財包蔵地に係る情報を共有し、工事中発見の措置や手続きについても措置の中に入れること。)